

平成24年度  
多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業  
地域リーダー研修(愛知県)  
平成25年2月7日(木)、14日(木)

# 「地域リーダー研修の目的と 関係者の役割」

独立行政法人 国立長寿医療研究センター  
在宅連携医療部

三浦久幸

# 1. 在宅医療の制度上の位置づけ

# 在宅医療の推進に関する各種制度の変遷

## 診療報酬

1980年	1984年	1986年	1992年	1994年	1996年	2000年	2004年	2006年	2008年	2012年
在宅医療における指導管理料の新設 インスリン在宅自己注射指導管理料の創設	緊急往診の加算創設	訪問診療の概念導入 寝たきり老人訪問診療料の新設 各種の指導管理料の新設	在宅医療の包括点数の原型が誕生 寝たきり老人在宅総合診療料	各種指導料、管理料の創設 在宅時医学管理料、在宅末期総合診療料、ターミナルケア加算	在宅終末期医療の評価の充実 在宅末期医療総合診療料の適用拡大 在宅患者末期訪問看護指導料新設等	24時間の在宅医療の提供体制の評価 24時間連携加算の創設	重症者・終末期患者に対する在宅医療の充実 在宅終末期医療の評価の充実 重症者への複数回訪問看護の評価	在宅で療養する患者のかかりつけ医療機能の確立と在宅療養の推進 在宅療養支援診療所の創設	高齢者医療制度の創設に併せた在宅医療の充実と評価 在宅療養支援病院の創設	在宅医療の充実と評価 機能強化型在宅療養支援診療所・病院の創設

## 医療法・予算

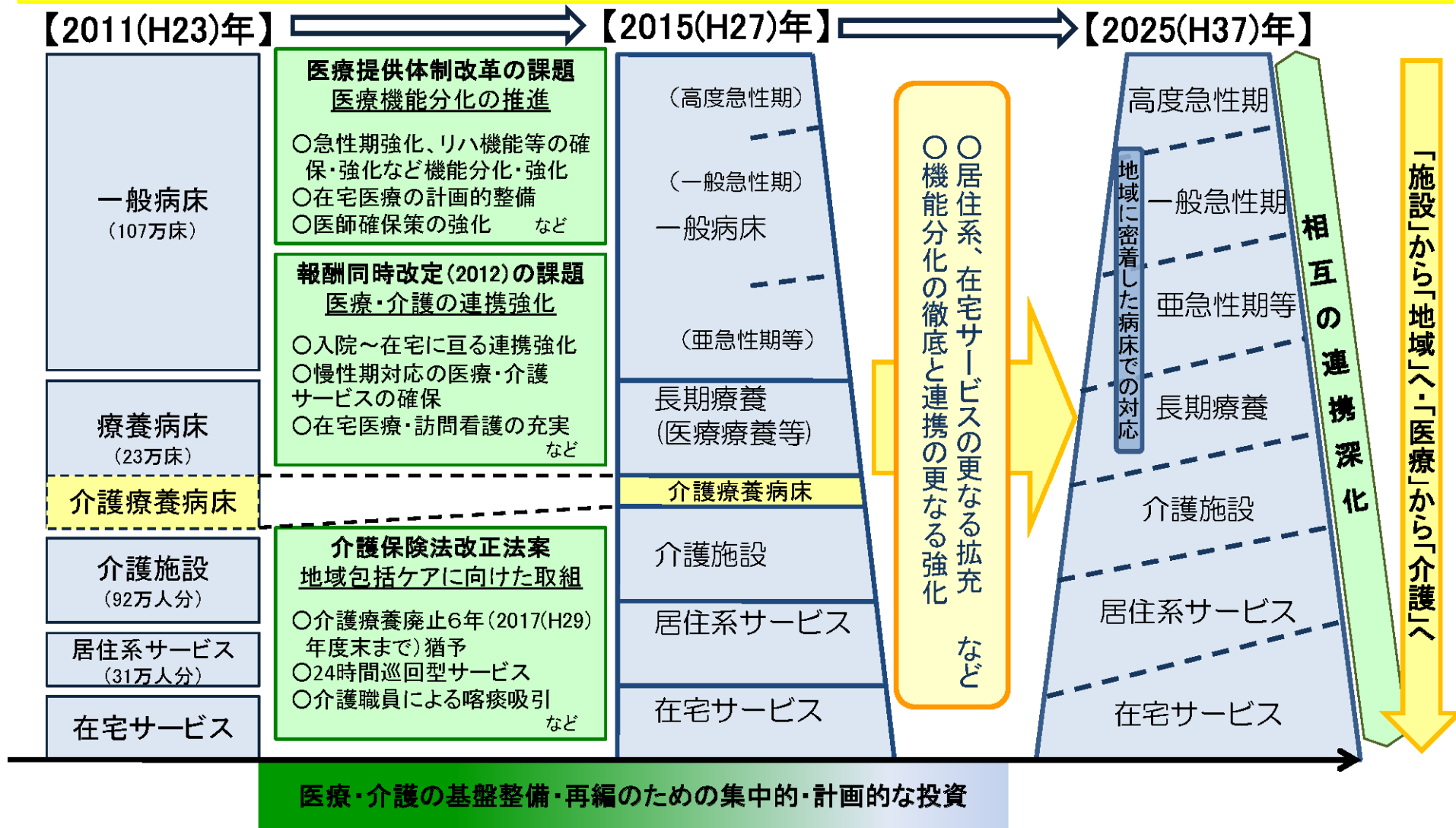
1985年	1992年	1997年	2000年	2004年～	2006年	2011年	2012年
第1次医療法改正 地域医療計画の創設	第2次医療法改正 「居宅」が医療提供の場として位置づけられる	第3次医療法改正 地域医療支援病院の創設	第4次医療法改正 病床機能分化	訪問看護推進事業 (57百万円)	第5次医療法改正 医療機能分化・連携 在宅医療の確保に関する事項 を医療計画に位置づけ	在宅医療連携拠点事業 (108百万円)	在宅医療連携拠点事業 (2100百万円)

## その他

1973年	1980年	1982年	1986年	1989年	1990年	1991年	1992年	1994年	1995年	2000年	2006年	
老人福祉法改正 老人医療費の無料化	老人福祉法改正 老人医療費の有料化	老人保健法制定 疾病の予防 の保健事業を総合的に実施 訓練	老人保健法改正 老人保健施設の創設等	長寿社会対策大綱閣議決定 在宅サービスの拡充	老人保健法改正 市町村における在宅福祉対策の緊急整備	福祉8法改正 在宅福祉サービスの推進を目的に8法を一括改正	老人保健法改正 老人訪問看護サービスの創設	福祉人材確保法および看護婦等人材確保法の制定 ゴールドプランの円滑な実施を図るための福祉人材確保	健康保健法等改正 在宅医療を「療養の給付」として位置づけ 指定訪問看護制度の創設	21世紀福祉ビジョン 21世紀に向けた新たな介護システムの構築等	高齢社会対策基本法の成立 適切な介護のサービスの受けられることができる基盤の整備	介護保険の改正 介護予防の重視等

# 将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性イメージ

- 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。
- 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを充実する。



# 「医療計画の見直しについて」 ～「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント～

## ○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

## ○在宅医療に係る圏域の設定について

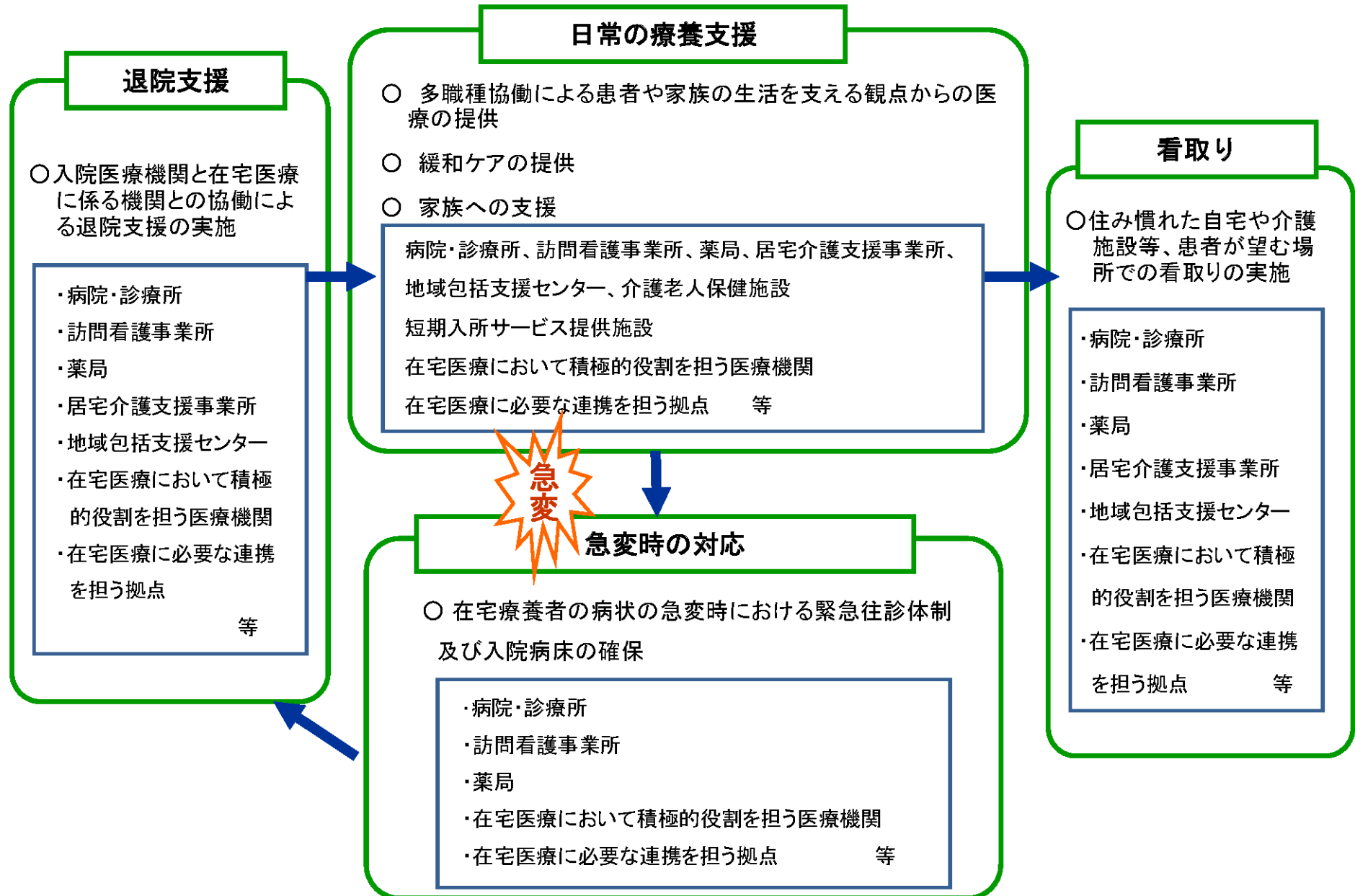
⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

## ○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

⇒ 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、そのため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
  - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
  - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
  - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること
- といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

# 在宅医療の体制



# 医療や住まいとの連携も視野に入れた 第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24~26年度）では次の取組を推進。
  - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
  - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

## 日常生活圏域ニーズ調査

（郵送＋未回収者への訪問による調査）

- ・ どの圏域に、
- ・ どのようなニーズをもった高齢者が、
- ・ どの程度生活しているのか

地域の課題や  
必要となるサービスを  
把握・分析

調査項目（例）

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 疾病状況

## 介護保険事業（支援）計画

### これまでの主な記載事項

- 圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業（市町村）
- 介護人材の確保策（都道府県）など

### 地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

- 認知症支援策の充実
- **医療との連携**
- 高齢者の居住に係る施策との連携
- 見守りや配食などの多様な生活支援サービス

# 在宅医療・介護の推進について

## — 在宅医療・介護あんしん2012 —

**施設中心の医療・介護から、可能な限り、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。**

- 我が国は国民皆保険のもと、女性の平均寿命86歳(世界1位)、男性80歳(同2位)を実現するなど、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立。
- しかし、入院医療・施設介護が中心であり、平均入院期間はアメリカの5倍、ドイツの3倍。また自宅で死亡する人の割合は、1950年の80%から2010年は12%にまで低下。
- 国民の60%以上が自宅での療養を望んでいる。
- 死亡者数は、2040年にかけて今よりも約40万人増加。

- 国民の希望に応える療養の場および看取りの場の確保は、喫緊の問題。
- 「社会保障・税一体改革大綱」に沿って、病院・病床機能の分化・強化と連携、在宅医療の充実、重点化・効率化等を着実に実現していく必要がある、2025年のイメージを見据えつつ、あるべき医療・介護の実現に向けた策が必要。

### ■ 24年度は「在宅医療・介護」の推進に向け施策を総動員【在宅医療・介護あんしん2012】

#### ○ **予算での対応**

- ・日本再生重点化枠の活用等により、省横断的に在宅医療・介護を推進

#### ○ **制度的対応**

- ・在宅医療に関する達成すべき目標や医療連携体制等を医療計画に盛り込むこととし、介護保険事業計画との連動の重要性等を記載した「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示(24年度中に各都道府県で策定作業→25年度から5年間の新計画)
- ・在宅医療の法的位置づけを含め、医療法改正について検討中

#### ○ **診療報酬・介護報酬**

- ・24年度同時改定において、在宅医療・介護を重点的に評価



## 2. 実施拠点となる基盤の整備

24年度予算 23億円

### ■事業の必要性

- 在宅医療を推進するには、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要であり、そのためには、在宅医療を提供する病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの医療・福祉機関やそこに従事する多職種が連携する必要がある。
- そのため、多職種が連携できるための体制の構築と実施拠点となる基盤の整備を行う。

### ■事業内容

#### ■在宅サービス拠点の充実

(地域介護・福祉空間整備推進交付金13億円の内数)

##### 【事業内容】

社会福祉法人等が、看護と介護を一体的に提供する拠点を整備し、医療ニーズの高い要介護者への支援の拡充を図る。(複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス等)  
※一部、介護基盤緊急整備等臨時特例基金で対応

#### ■在宅医療連携拠点(20.6億円)※重点化分10.1億円、復旧・復興分10.5億円

##### 【事業内容】

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションなどが連携拠点となり、医療と介護の双方に詳しい人材を配置し、地域横断的に活動することで、地域における多職種協働による医療と介護の連携体制の構築を行う。(モデル事業:全国96カ所で実施)※重点化分48カ所、復旧・復興分48カ所

#### ■低所得高齢者の住まい対策

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等57億円の内数)

##### 【事業内容】

社会福祉法人等が、家事援助、安否確認、生活相談等を受けられるような低所得高齢者のための住まいの整備を行う

#### ■栄養ケア活動支援(0.5億円)

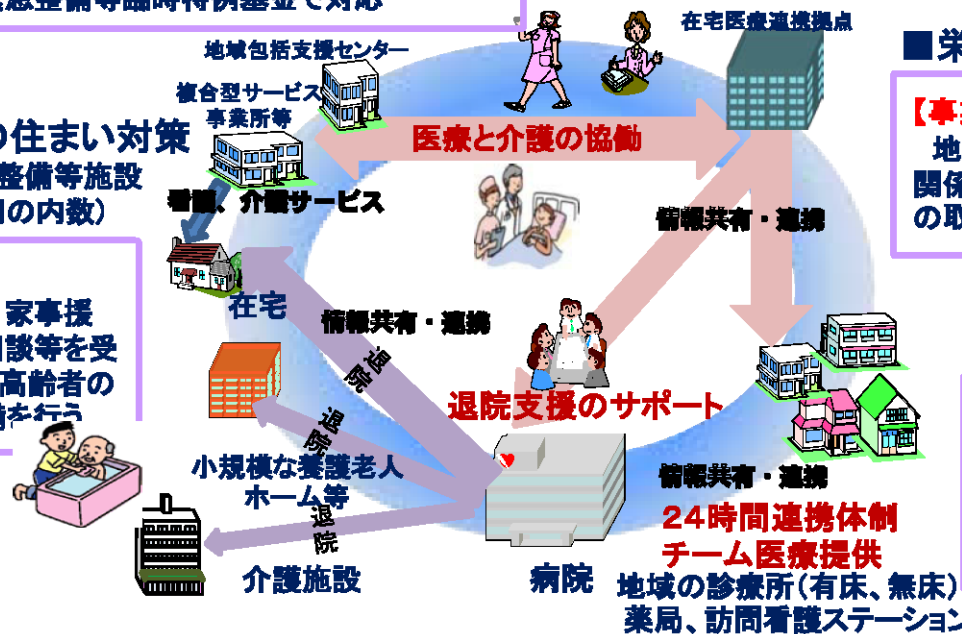
##### 【事業内容】

地域で栄養ケアを担う管理栄養士等の人材の確保、関係機関等と連携した先駆的活動を行う公益法人等の取組みの推進を図る。

#### ■拠点薬局の整備(1.6億円)

##### 【事業内容】

在宅がん患者等が必要とする無菌性の高い注射剤や輸液などを身近な薬局で提供可能にするために、都道府県が地域の薬局に無菌調剤室を設置し、共同利用する体制をモデル的に構築する。



### ■事業の効果

在宅において安心して療養できる場が提供される